

第 2 号 議 案

大分県ドローン協議会規約の一部改正について

規約の改正について、大分県ドローン協議会規約第 12 条第 3 号の規定により、下記のとおり議決を求める。

<改正案>

大分県ドローン協議会規約の一部を次のように改正する。

1 第 22 条第 1 項中、「大分県商工観光労働部新産業振興室」を「大分県商工観光労働部先端技術挑戦課」に改める。

2 附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 25 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(参考)

<改正の内容>

【現 行】

(事務局)

第 2 2 条 協議会の事務局は、大分県商工観光労働部新産業振興室に置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

【改正案】

(事務局)

第 2 2 条 協議会の事務局は、大分県商工観光労働部先端技術挑戦課に置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

<改正の理由>

令和 7 年度県の組織改正に伴い、協議会の事務局を、現行の「大分県商工観光労働部新産業振興室」から次世代空モビリティ産業促進を所管する「大分県商工観光労働部先端技術挑戦課」に移管し、航空産業振興の一環として協議会のさらなる活性化とドローン産業の振興を図っていく。

<組織図>

